

記者発表用資料

平成 28 年 5 月 31 日
公益財団法人日本テニス協会

平成 28 年度第 1 回理事会の審議結果について

本日、日本テニス協会は平成 28 年度通常理事会を開き、平成 27 年度定時評議員会の開催に向けた審議をしましたが、併せて、プロ登録テニス選手の法令順守とナショナルチーム選手及びスタッフの行動規範に関する理事会決議を行いました。

詳細は、別紙の 2 決議をご参照ください。

別紙

1. 日本テニス協会プロ登録テニス選手の法令順守に関する理事会決議
2. 日本テニス協会ナショナルチーム選手及びスタッフの行動規範

以上

プロ登録テニス選手の法令順守に関する日本テニス協会理事会決議

公益財団法人日本テニス協会は、テニスを統轄する中央競技団体として、本協会役員、委員、職員等および登録選手、公認審判員・指導員等に適用される倫理規程及び倫理に関する指針において、法令遵守を求め、暴力・ハラスメント、差別、ドーピング及び薬物乱用、反社会的勢力との接触、不正・不適切経理処理等を禁止し、講習会、研修会、カンファレンス等の開催を通じて、そうした事態の防止に努めてきた。また、日本テニス協会は、スポーツ基本法を尊び、協会運営の基本指針として、フェア、チームワーク、グローバルを掲げ、団体、組織としての高潔性（インテグリティ）の確保、コンプライアンス・ガバナンスの確立、さらには説明責任の達成にも心がけてきたところである。

リオデジャネイロ・オリンピックを2か月後に控え、国内外においてトップアスリートによる違法賭博事件およびドーピング事例の発生は、2013年のスポーツ指導における暴力・ハラスメントの社会問題化に続き、再度、スポーツ界を揺るがす事態を招いている。そうした中、4月15日、スポーツ庁、日本スポーツ振興センター、日本オリンピック委員会、日本障がい者スポーツ協会、日本体育協会は、「スポーツ界におけるコンプライアンスの徹底に関する会合」を共催し、その中でスポーツ庁長官は、スポーツ競技団体に対して、コンプライアンスを今一度考え、組織として社会的ルールを常々教えて行くことを求めた。

日本テニス協会は、内外のトップアスリートによる反倫理的行為を真摯に受け止め、コンプライアンス・ガバナンスの向上とスポーツ高潔性の確保と向上のため、ジュニアを含むナショナルチーム選手及びスタッフを含む本協会登録プロフェッショナル選手を対象とした次の8施策をとることとした。

1. ナショナルチーム選手及びスタッフを対象とした法令順守調査をコンプライアンス室主導で行う。
2. ナショナルチーム選手及びスタッフを対象とした行動規範を作成し、その中で違法賭博禁止を含む法令順守を徹底する。
3. 合宿時、遠征時、国別対抗戦時にナショナルチーム選手（ナショナルジュニアを含める）及びスタッフへの法令順守に関する対話を継続する。
4. 本協会コンプライアンス室にジュニアを含むナショナルチーム選手を対象とした相談体制機能を加える。
5. プロフェッショナル新規登録・更新に指定コンプライアンス研修履修の要件化とそのため選手登録規程及びプロフェッショナル登録基準の改正を行い、本年度中に新制度の運用を開始する。
6. プロフェッショナル登録の際の研修履修の要件化への対応として、イーラーニングの環境整備を早急に行い、プロフェッショナル研修をウェブ上でも履修できるようにする。
7. 本協会主催ジュニア大会及び合宿等で適宜、選手、コーチ、保護者を対象とした教育・啓発活動を充実させる。
8. 本協会の対応においては、スポーツ庁及び全国スポーツ統轄団体（日本オリンピック委員会、日本障がい者スポーツ協会、日本体育協会、日本スポーツ振興センター、国際テニス連盟、警察庁を含む関係行政機関との連携を行う。

以上

2016年5月31日

理事会決議

公益財団法人日本テニス協会ナショナルチーム選手・スタッフ行動規範

私たちは、ナショナルチーム選手及びスタッフの一員として、海外遠征中を含め以下の条項を旨として行動します。

1. 社会の一員であることを常に自覚し、国内外の法令及び倫理規程を含む本協会が定める規則、ルール・オブ・テニスを順守します。
2. 本協会の競技活動には公的な強化助成金が交付されていること及びオリンピック・パラリンピック競技でもあるテニスに対しての社会的関心も高いことを自覚し、競技での活躍と同時に、競技を離れた場でも社会的模範となる行動を心がけます。
3. 本協会が提供しあるいは指定する研修を定期的に受講します。
4. 薬物の乱用、差別、暴力・ハラスメント行為等を排除し、スポーツインテグリティ（高潔性）の確保に努めます。
5. 違法賭博を行わないとともに、国際的に活動している公認賭け会社によるテニス競技を対象とした賭けに一切関わりません。
6. 反社会的勢力とは一切の関係を持ちません。
7. 選手強化助成事業が公的な意味を持つものであることを認識し、助成金対象事業の適切な経理処理に必要な行動と協力を心がけます。
8. どのような状況でも最後まで全力を尽してプレーし、フェアに行動します。
9. 相手のプレーヤーや代表チーム、レフェリー、アンパイア、その他の大会関係者そして観客に対して敬意をもって接します。
10. アンチ・ドーピングの理念と本協会アンチ・ドーピング規程を理解し、競技会検査・競技外検査はいつでも実施される可能性があること、そしてその際の選手の権利と義務を認識し、居場所情報の提出を怠りません。

以上